

第1学年保護者様

## 乗船実習参加の可否について

### (1) 船員法施行規則第55条

船員の健康診断について不合格となる要因を記載した項目。伝染病・疾病・障害・視覚・聴力・握力・言語能力・精神・運動機能・病後の衰弱について記載されており、基準を満たせなければ健康診断の合格を得られず、乗船が出来なくなる。

※詳しい条文・病名等は、別紙「健康検査合格標準表」をご参照下さい。

### (2) 上記以外の病気に関する乗船の可否

- ① 「必ず薬を服用しなければならない」場合、船酔いにより服用が困難、嘔吐により薬を吐いてしまう等の状況が考えられるので、乗船できない可能性がある。  
また、注射器等を用いて投薬する必要が有る場合、動揺する船内での安全確保の観点から乗船できない可能性がある。
- ② 「病気が発症（悪化）した場合、何時間以内に医療機関に搬送しなければならない」と言う条件が有る場合、乗船が出来ない可能性がある。
- ③ 「重篤な発作を起こすアレルギー症状がある」場合、可能な限りアレルギーの除去は行うが、狭い船内での安全確保が難し事、発作を起こした場合の医療機関への搬送が困難な事から乗船が出来ない可能性がある。

### (4) 怪我に関する乗船の可否

「骨折等によりギブスを付けている」場合や、「自分の体重を支えられない様な怪我を負っている」場合は乗船が出来ない可能性がある。

### (5) 特別指導

特別指導で指導を受けている場合、乗船が出来ない可能性がある。

### (6) 5級海技士（航海）養成施設

- ① 「船舶職員及び小型船舶操縦者法の海技士身体検査基準」により、色覚に異常がある場合は、海技士（航海）を取得できない可能性がある。
- ② 年次より船舶運航系を選択した場合、全ての乗船実習に参加しないと卒業時に5級海技士（航海）の筆記試験免除を受けられない。

その他、御不明な点や御心配な点が有りましたら、海洋科佐藤、網谷、磯貝、までご相談ください